

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示案
に関する意見募集の結果について

令和 8 年 9 月 30 日
厚生労働省
医政局地域医療計画課

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示案について、令和 8 年 8 月 8 日（土）から同年 9 月 7 日（月）まで御意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。
お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。
皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	医療法改正及び診療報酬改定に伴う報告事項の整理には賛同いたします。一方、医療現場における円滑な実務対応と正確な報告実施の観点から、実現可能性の高い以下の 3 点について改善を提案いたします。 1. 報告初期における運用の柔軟化と補正猶予期間の設定 9 月下旬の告示から 10 月 1 日の適用・報告開始までの期間が非常に短いため、医療機関やシステムベンダの準備期間が十分に確保できないおそれがあります。報告受付期間（10 月 1 日から 11 月 30 日まで）の初期におい	○意見公募要領における電子メール件名指定の表記揺れについては、2026 年 8 月 20 日に「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示案に関する意見」に統一した意見募集要領へ差し替えることをもって対応いたしました。また、差し替え以前にいただいていた御意見については、どちらの件名で御提出された場合でも受け付けました。 ○追加報告項目および細分化区分の具体的ガイドライン（Q&A）の早期提示について、例年、告示後に厚生労働

	て、入力遅延や確認作業が生じた場合でも適切に対応できるよう、柔軟な取扱いおよび補正猶予期間を設ける旨を、地方厚生局や都道府県への通知等で明確に示すことを提案します。 2. 追加報告項目および細分化区分の具体的ガイドライン（Q&A）の早期提示 コンピュータ断層撮影装置（CT）の区分の細分化や、構造設備・人員配置における追加項目について、現場での誤入力を防ぎ効率的な集計を行うため、入力基準や具体例を整理した Q&A および記入手引きを告示後速やかに公開することを提案します。 3. 意見公募要領における電子メール件名指定の表記揺れへの柔軟な対応 意見公募要領本文「3. 御意見の提出方法」と「3. (2) 電子メールを使用する場合」の注記において、指定件名の記載に一部差異が見られます。提出者の不利益とならないよう、どちらの件名で提出された場合でも有効として取り扱う旨の周知・対応をお願いいたします。	省 HP 等に確認・記入要領等を掲載しており、今年度も報告に円滑に対応いただけるよう、必要な情報提供を行ってまいります ○その他御意見として承ります。
--	---	---

2	そのほか所要の改正とは何でしょうか。すべて書いてください。パブリックコメントを募集しているというのに、うやむやな表現で国民に見せず改正することはやめてください。	医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和8年厚生労働省告示第〇〇号）の一部改正等を指します。
3	都道府県知事が公表する報告内容（病床機能報告、外来機能報告、および新設される医療機関機能等報告）の状況や過去データからの推移について、デジタル庁が公表しているダッシュボード等を活用し、視覚的に比較・分析できる形で公表することを提案します。	御意見として承ります。
4	病床機能報告の報告内容・公表内容に「医療機関機能」を新設し、報告単位を「病院又は診療所」、報告方法をファイル等への記録と定める点について、以下の問題点を指摘します。 1. 報告した内容が、協議の中で医療機関の役割の固定化に繋がる危険があるのではないか。 2. 「人口20～30万人に急性期拠点1カ所」という目安が、地方の実情を無視した集約化に帰結するのではないか。を切り捨てる 3. 既存の報告に診療報酬改定を反映した項目や医療機関機能の報告が加わることで、事務負担が増大するのではないか。	○地域医療構想は、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、地域での自主的な協議を踏まえて取り組むものです。厚生労働省としても、地域の実情に応じた取組が進むよう、都道府県と連携しながら支援を行ってまいります。 ○その他御意見として承ります。
5	今回の「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示案」について、医療提供体制の根幹に関わる重要な内容で	御意見として承ります。

	あるにもかかわらず、案文には成果目標や KPI が一切示されておらず、行政裁量が広いまま運用される危険性があります。国民の生命・安全に直結する制度である以上、透明性と説明責任を確保するために、KPI の設定は必須であると考えます。また、KPI の設定に当たっては、デジタル庁を含む複数機関が連携して取り組む必要があります。	
--	--	--

※上記のほか、6 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。